

NEWS

吉村敏男

後援会

ニュース

Vol.8

吉村敏男後援会事務所

〒820-0082 嘉穂郡穂波町若菜52-1 Tel.0948(23)1210
<http://homepage3.nifty.com/toshio-y/>

風を通そう!



吉
村
敏
男
よしむらとしお
嘉穂郡山田市選出
県議会議員

今年は長梅雨、冷夏、厳しい残暑と異変続きでしたが、9月下旬あたりからは朝夕の涼風が肌をなで、徐々に秋めいてきました。

7月19日未明の集中豪雨では、午前3時から4時間の雨量が250mmを超え、この嘉飯山地域にも多くの被害をもたらしました。大規模な床上・床下浸水により、大切な家具や家財、田畠や山林に大きな損害を受けられた皆様方に対して、心からお見舞いを申し上げます。9月県議会が9月19日から開会されていますが、提案されている一般会計補正予算118億円は、全額をこの復旧に充てることとなっています。私も一日も早い復旧実現に全力で取り組みます。

吉村敏男後援会事務所も床上浸水の被害を受け、後片付けに追われたため、皆様方へのお見舞いのご挨拶と「NEWS」発行が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

さて、「NEWS vol.8」をお送りします。

遅くなりましたが今号では6月定例県議会について報告します

新聞等で報道されたとおり、今議会からは事前に質問と答弁をあまり擦り合わせしない、いわゆる「ガチンコ議会」が行われました。議員の側からすれば「望むところ」であり、今回、私は①筑穂町内住の産業廃棄物処分場問題で、住民が福岡地裁飯塚支部に仮処分を申請した問題②嘉飯山地区における農振地域開発問題—について質問しました。昭和62年以来のガチンコ議会復活ということで、私だけが再々再質問まで行い知事の姿勢を質しましたが、あまりにも時間が不足していました。ガチンコは良としても、今後は質問時間の延長をぜひ実現しなければなりません。

ところで、先の統一自治体選挙では、あらためて県政における活動の場を与えていただき、心から御礼申し上げます。2期目がスタートしてはや6ヶ月。現在、私は建築都市委員会、地方分権推進対策特別委員会に所属しがんばっています。そのほか、石炭六法の失効により、従来の産炭特別委員会に代わって設置された産炭地域活性化対策議員連盟副会長、さらには福岡県政クラブ(13人)の幹事長という重責を与えられ、身の引き締まる思いで日夜活動を続けています。

今後も皆様の変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2003年 中秋

吉村 敏男

筑穂町内住の 安定型産業廃棄物処分場について



この問題については、過去何度も県の対応を質してきましたが5月29日、筑穂町民の約4割に当たる4,601人が、県の不誠実な対応に見切りをつけ「処分場の操業停止と廃棄物の撤去を求める仮処分」を福岡地裁飯塚支部に申請しました。

Q: 吉村敏男 質問 A: 麻生 渡知事 答弁

Q1 4月16日に県が出した産廃処分業の許可について

A1 住民の証拠保全申請により裁判所が2月10日に行った調査で、国の環境基準の5倍にあたる50ピコグラムのダイオキシンが検出されました。常識的には、住民が処分場から発生している硫化水素や汚濁水の発生原因の徹底解明を求めて証拠保全申請をしたのですから、その結果が出るまで処分業の許可の決定を待つべきだと考えますが、なぜ4月16日に許可したのかお答えください。

A1 処分業の許可については、廃棄物処理法に定められた要件に照らして厳正に審査するとともに、住民団体から指摘された事項についても慎重に審査、確認を行いました。審査が終了し、法の要件を満たしている段階で、証拠保全の手続きが行われていることを理由に許可しないことは「行政の不作為」ともなりかねないため許可を行ったものです。

Q2 調査結果の検証について

A2 県の調査では基準値を超える有害物質は検出されていませんが、町の調査では基準値を超えるダイオキシン類やウランが検出されています。安定型処分場からは通常これらの物質が検出されることはありませんので、町の調査結果が正しいとすれば、この処分場には安定5品目以外の産廃が捨てられている可能性があります。もしそうならば、県が処分業の許可を出すことは重大な問題であり、どちらの調査結果が正しいのか検証する必要があります。県はそのような検証を踏まえて今回の許可を決定したのかお答えください。

A2 ダイオキシン類が検出されたとの報道がありましたので、町の調査を実施した機関から詳細なデータの提供を受けました。その後、提供されたデータについて、試料採取、分析の方法などについて確認する必要があり、調査機関に情報交換を申し入れましたが、現在まで回答がありません。そのような経過で許可を行ったものです。

Q3 掘削調査の実施と一時操業停止について

A3 裁判所の調査は、事業者の拒否により掘削調査ができず、地表からとったサンプルで行われたものですが、本来存在してはならないダイオキシン類が検出されたことで、裁判所も「安定5品目以外の廃棄物が不法に処分されていることが示唆される」と指摘しています。県は、もう一度、直ちに徹底した掘削調査を行い、安全性が確認されるまでは、事業者に対し一時操業停止を指導するべきだと思います。明快な答弁をお願いします。

A3 安定5品目以外の廃棄物が埋め立てられているかどうかを確認するため、廃棄物処理法では浸透水の水質検査を行うこととしています。平成14年3月の改善措置が完了して以降の県の水質検査では、有害物質は基準値以下であることを確認しています。

Q4 調査の信ぴょう性について

A4 県は住民との話し合いを受けて、1月22日に立ち入り調査を実施していますが、この時、県は事前に町と打ち合わせた場所ではなく、事業者が指定した2カ所を掘削し、「違法廃棄物はなかった」と報告しています。しかし、2月10日の裁判所の調査ではダイオキシン類が検出されました。この事実は、住民の県の調査に対する不信を増大させていますが、知事はこれらについてどう受け止めておられるのかお答えください。

A4 1月22日に町と合同で行った掘削調査では、事業者の指定した場所ではなく、県が任意に選定した場所2カ所を深さ3mほど掘削しています。その結果、違反物は確認ていません。

Q5 廃棄物行政における基本姿勢について

A5 2月議会での私の質問に対し、知事は「県民の不信感、不安感を払拭することは非常に重要」「関係市町村との協議や情報交換等を行い、事態に対処していく」と答弁されましたが、4月16日の処分業の許可については、町や住民には連絡がなく、4月18日に住民が事業者が廃棄物を搬入しているのを目撃して初めて明らかになりました。こうした県の態度が住民の不信感を增幅させているのです。

再度お聞きします。現在の県の廃棄物行政に対する県民の不信や不満についてどのような認識をお持ちなのか、今後、どのような姿勢で対処されるのかお答えください。

A5 廃棄物行政について、県民の間に不信感、不安感が存在していることは承知しています。そのため、監視体制の強化、事業者の責任の明確化、県が制定した産業廃棄物不適正処理防止条例や紛争予防条例の適正な運用などの措置を講じています。これらの措置を通じて、住民の不信感、不安感の解消に努めようと考えています。

Q6 仮処分申請への対応について

A6 今回の仮処分申請は、県民が、自らにとって極めて身近で、しかも日々の暮らしや生命にかかわる問題で「もはや、県による解決は期待できない。法的手段に訴えるしかない」として行ったものです。このような県民の県政への不信の思いをどのように受け止めておられるのかお答えください。

A6 県では、許可品目以外の廃棄物の撤去、浸透水の検査、さらに臭気調査など、持てる手立てを総動員して取り組みを進めています。仮処分申請は、これらの県の取り組みに理解が得られなかつたということで大変残念です。今後も住民の気持ちを正面から受け止め、この処分場に対する重点監視を行っていきます。

※ここからは、再(再々、再々再)質問です。
(カッコ内は、知事の答弁に対する評価です)

■「再」質問…質問時間、残り5分で

Q1に対する答弁で「行政の不作為になる」と答えられましたが、確かに業者の申請に対してはそうかも知れない。しかし、いろいろな証拠を示して県の対応を求めていた住民の側から見れば、県がそれに応えないということも「行政の不作為になる」ということを厳しく指摘しておきます。そこで3点のみお尋ねします。

Q1 知事は安定型処分場についてどのような基本的認識をお持ちですか。

Q2 安定5品目以外の廃棄物が埋められているとすれば、被害が発生するか否かにかかわらず違法だと考えますが、知事はどうお考えですか。

Q3 町の調査が正しいとすれば、そこには安定5品目以外のものが埋められていることになり、許可はできないことになります。県は安定5品目以外のものが埋められていないという確認をどこで行ったのかお答えください。

A1 安定型処分場とは、処分場に持ち込まれる品目を制限し、その制限された品目についてのみ処分するものです。
(安定型とは「直接産廃を捨てても安全な処分場」の意味。これでは答弁にならない)

A2 安定5品目以外のものが持ち込まれていれば法律違反になります。

A3 検証については、先ほど申し上げたとおり、浸透水の水質検査を行うこととなっており、またこの処分場については、掘削調査も行っています。
(「だから安全だ」という答弁になっている)

■「再々」質問…質問時間、残り3分で

知事は、昨年の県の調査で何も出なかつたと言われていますが、実はその時、処分場のため水から1.7ピコグラムのダイオキシン類が検出されています。それを超過すると0.07ピコグラムになるので、県は安全だと言っている訳です。ダイオキシン類はもともと自然界には存在しません。したがって、それが検出されるということは、違法な廃棄物が埋められているという疑いを持つ必要があると思います。そこでお尋ねします。

Q1 知事は1.7ピコグラムのダイオキシン類が検出された事実をご存じですか。

Q2 県は、昨年7月、改善命令が履行されたとして、廃棄物の搬入再開を認めました。しかし住民は、わずか2カ月の間に膨大な量の木くず、紙くずを基準以下にすることは不可能だと考えています。知事はそのことについてどうお考えですか。

Q3 この処分場には県の指導で排気装置、水のろ過装置が設置されました。もともと、これらの装置は安定処分場には必要な装置です。それがあるということは、県自体が安定5品目以外のものが埋められていることを認めていることにはなりませんか。

A1 1.7ピコグラムのダイオキシン類が検出されたことは承知しています。だからこそ、さらに掘削調査を行ったわけです。
(ダイオキシン類が検出されたことが問題なのに、それには答えず「安全だ」と言っている)

A2 搬入再開の許可については、許可要件があります。それにしたがって許可したものです。
(「許可までに木くず、紙くずが除去された」と言っている)

A3 県は、安定5品目以外のものが埋められているとは認識していません。しかし、「監視はしていかなくてはならない」という観点で、浸透水の検査等は続けていくべきと考えています。
(なぜ排気装置やろ過装置の設置を指導したか答えていない)

■「再々再」質問…質問時間、残り1分で

Q1 裁判所の調査でダイオキシン類が検出されています。自然界に存在しないものが存在する訳ですから、発生原因について再調査の必要があると考えます。そして、その結果が出るまでは操業停止とするべきだと思いますが、どうお考えですか。

A1 裁判所の調査については、県とは別個の法的な手続きとして進めしていくものと考えています。



県は6月の定期検査結果を受け、この処分場から基準値の2倍を超える生物化学的酸素要求量(BOD)が検出されたとして8月12日、事業者に対し同処分場への搬入や埋め立ての中止などの改善を指導しました。9月16日には、事業者から改善報告書が提出され、現在審査中となっています。

あとがき

今議会では私のほかにも、筑紫野市の死亡事故を起こした処分場と行橋市の平尾台のふもとにある安定型処分場の問題について、一般質問がなされました。それらの質問に対する知事の答弁は、率直に言って、ほとんど県民の側を向いていないと感じられるものでした。

私はこの間、内住の産廃問題について何度も質問しましたが、そのたびに、知事の表情には胸の内の苦渋を読み取ることができました。それが昨年12月議会の「産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」の制定につながったものと確信し、評価しています。

しかし、今回の知事の答弁は「県の調査では何もない、だから安全」という完全に開き直った態度です。4,601人の住民の「もう、不誠実な県には期待できない」という声に、正面から答えていないばかりか、仮処分申請についてただ傍観する態度はあまりに無責任です。もし仮処分が認められれば、県の負担による廃棄物の全面撤去という問題も必ず出てきます。

この問題については、ただ単に内住地区の問題としてではなく、県下全域における県の廃棄物行政を県民の側に取り戻す、そういう視点で今後も県を質していきます。

そのほか、県立病院問題は今月病院改革計画が決定されます。これまで地元自治体や住民、患者の意見に基づき、特に嘉穂病院の存続は譲れない一線として取り組んできました。いよいよ決着の時が近づいています。

また、7.19大水害は、遠賀川と支流との結接点での排水がまるで機能しなかったことが大きな原因とされています。中でも、明星寺川は現在排水能力向上のため改修工事が実施されていますが、これが完了しても、今回規模の水害は防げないことがすでに明らかになっています。私は8月7日、都市下水を担当する建築都市委員会で、この工事計画の大幅見直しを県当局に対し強く主張しました。今後もその実現に向けて全力で取り組みます。

編集者から

今議会の第2の質問「嘉穂山地域における農業振興地域の開発問題」については、紙面の都合上掲載できませんでした。心からお詫びします。

PHOTO GRAFFITI



△4月13日、おかげさまで2期目の当選をさせ
ていただきました



△7月4日、民主党交歓会で菅直人民主党代表と
いたしました



△2月に500回を超えた街頭での「県議会活動報告」は、現在も継続中です

吉村敏男は、大島九州男さんを応援します。

大島九州さんは、衆議院福岡県第8区(中間市・直方市・飯塚市・山田市・芦屋町・遠賀町・水巻町・岡垣町・鞍手町・宮田町・若宮町・小竹町・穎田町・庄内町・穂波町・稻築町・筑穂町・桂川町・碓井町・嘉穂町)で、岩田順介前衆議院議員の後継として活動しています。

吉村敏男は民主党福岡県第8区総支部代表である大島九州さんを応援します。



**大島
九州**
おおしまくすお
民主党福岡県第8区総支部代表



- 教育費の無料化でデフレ克服
- 環境資源革命で地域再生
- 年金福祉の財源は
無駄な公共事業の廃止から
- 食の安定供給が日本を救う



PROFILE

昭和36年6月11日、福岡県直方市に生まれる

【学歴】

昭和48年3月 直方市立北小学校卒業
昭和51年3月 直方市立直方第三中学校卒業
昭和54年3月 日本大学第二高等学校卒業
昭和58年3月 日本大学法学部政治経済学科卒業
卒業後1年間日本大学聽講生として学業に励みながらテニス活動を行う

【職歴その他】

- 帰省後、家業である大島鉄工株式会社入社、2年半現場を経験し、株式会社九誠設立
- 寺子屋QSEI塾長・九誠塾小竹校塾長・西部運動公園テニススクール・スマッシュテニススクール校長等を歴任、PX(パーソンクロス)開塾等、意欲的に子どもの教育・スポーツの環境整備に取組む
- 平成3年4月、直方市議会議員に29才で初当選、以後3期12年地元で議員活動を続けるかたわら、全国若手市議会議員の会二代目会長に就任、全国的に活躍の場を広げる一方、地元では直方鉄工青年会第35代会長に就任、地域の産業育成に務める
- 平成13年にキャブテン@九州設立、初代代表を務める
- 現在、民主党福岡県第8区総支部代表、全国若手市議会議員の会顧問、キャブテン@九州顧問、社団法人全国学習塾協会常任理事